

※※証書番号 第 号 ※区受付(受理)年月日 令和 年 月 日 ※認定課提出 令和 年 月 日 第 号 ※認定課再提出 令和 年 月 日 第 号

児童扶養手当認定請求書

①氏名 (フリガナ) ②個人番号 ③生年月日 ④障がい ⑤配偶者 ⑥住所 ⑦支払金融機関 ⑧勤務先名 ⑨所在地 ⑩公的年金受給状況 ⑪児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給 ⑫養育費の取決め ⑬児童の氏名 ⑭個人番号 ⑮同居別居の別等 ⑯障がいの状態 ⑰父の状況について ⑱父の氏名及び生年月日 ⑲父の現況 ⑳母の氏名及び生年月日 ㉑母の現況 ㉒父若しくは母の死亡により児童が受けることのできる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況 ㉓障がいの者 ㉔公的年金 ㉕再診予定年月日

※欄 ※※欄は記入する必要がありますが、ありませぬ。◎字は楷書ではつきり書いてください。

⑳ 令和 年 分 所得 ㉑ 請求者 ㉒ 配偶者 ㉓ 扶養義務者(主たる) ㉔ 氏名 ㉕ 個人番号 ㉖ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数[請求者については④70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数⑩特定扶養親族の数⑪16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数]) ㉗ ⑫以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童 ㉘ 所得額 ㉙ 養育費等(㉚)の8割相当額 ㉚ 障がい者控除 ㉛ 寡婦・ひとり親(請求者が父または母の場合は控除しない)、勤労学生控除 ㉜ 医療費控除 ㉝ その他の控除免除イロハニホ(児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除) ㉞ 控除後の所得額 ㉟ 所得制限限度額

関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。受給の審査にあたり、私及び同居の親族の住民税の資料、公的年金給付額を調査されることに同意します。 令和 年 月 日 (請求者) 氏名 (あて先) 札幌市長

※一次審査照 公的年金あり 種類() 公的年金なし 事項 令和 年 月 日 担当者 ①戸籍 ②事実婚解消申立書 ③養育申立書 ④受理証明 ⑤未婚調書 ⑥公的年金調書 ⑦世帯分離申立書 ⑧公的年金給付等受給証明書 ⑨住民票 ⑩別居監護申立書 ⑪遺棄申立書 ⑫保護命令決定書 ⑬拘禁証明 ⑭養育費等に関する申告書 ⑮所得証明書 ⑯その他()

※認定 認定年月日 令和 年 月 日 支給開始年月 令和 年 月 対象児童数 人 支給区分 1全部停止 () 2一部停止 () 3全部支給 ()

※特記事項 離婚日(H・R) 別居日(H・R) 前夫・前妻の住所() 市区 過去の受給歴: なし・あり() (喪失年月及び理由 H・R 年 月 /) 特児受給: なし・あり() 番号確認 ①番号カード(本人確認書類必要なし) ②通知カード ③住民票 ④事後確認 本人確認 ①住基カード(写真付) ②運転免許証 ③パスポート ④各種障害者手帳 ⑤健康保険証 ⑥介護保険証 ⑦年金手帳 ⑧年金証書 ⑨学生証 ⑩身分証明書()

(注 意)

1 ⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年 法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座」の「利用する」に「レ」マークを入れ、⑦の欄に記載する必要はありません。

2 ⑩、⑪、⑫の欄は「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

3 ⑩、⑫、⑬の欄の「公的年金」とは、以下等のことをいいます。

- イ 遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む）
- ロ 老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む）
- ハ 障がい年金（障がい基礎年金、障がい厚生年金及び障がい共済年金を含む）
- ニ 母子年金
- ホ 恩給

4 ⑯の欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合は監護、父の場合は監護かつ生計を同じくすること、養育者の場合は養育すること）を始めた年月日を記入してください。

5 ⑰、⑱の欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

6 ㉑の欄は、児童の父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」、「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合には、児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき、あなたが父である場合には、児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときに父若しくは母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

7 ㉒の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

8 ㉓の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族でない30歳以上70歳未満のものを除く）の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。

- (1) 請求者については、①に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、②に特定扶養親族の数を、③に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

9 ㉔の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は障がいの状態にある20歳未満の者をいいます。

10 ㉕の欄は、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合は、前々年をいいます）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

11 ㉖の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入してください。

12 ㉗の欄は、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

13 ㉘の欄には、次のイ～ホまでの中に該当する事項があるときに、その符号に○印をつけ、金額を記入してください。

- イ 雑損控除 ロ 小規模企業共済等掛金控除 ハ 母子家庭自立支援給付金
- ニ 配偶者特別控除 ホ 地方税法附則第6条第1項による免除（肉用牛の売却による事業所得）

14 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

- (1) あなたと児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 請求者が母であり児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
- (3) 請求者が父である場合には、児童を監護し、かつ生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
- (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- (5) 児童又は児童の父若しくは母が障がいの状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線直接撮影写真

- (イ) 呼吸器系結核 (ロ) 肺えそ (ハ) 肺のうよう
- (ニ) けい肺（これに類似するじん肺症を含みます） (ホ) じん臓結核 (ヘ) 胃かいよう
- (ト) 胃がん (チ) 十二指腸かいよう (リ) 内臓下垂症 (ス) 動脈りゅう (ル) 骨又は関節結核
- (フ) 骨ずい炎 (ク) 骨又は関節損傷 (ケ) その他認定又は審査に際し必要と認められるもの

(6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類

- (イ) 児童の父又は母が生死不明の場合
- (ロ) 児童の父又は母が引き続き1年以上遺棄している場合
- (ハ) 児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
- (ニ) 児童の父又は母が法令により1年以上拘禁されている場合

(7) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書

(8) なお、省略できるものや上記のほかにも書類が必要になる場合もありますので、詳しいことは各区役所の担当職員に確認してください。

15 この請求書は各区役所に提出してください。

この請求書について分からないことがありましたら、各区役所の担当職員に確認してください。

◎ 虚偽の内容を記載した場合には、手当の額の全額又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

養育費等に関する申告書

(新規申請用)

1. 家族及び同居者の状況

- 同居している方全員と、別居で監護している児童（請求者が父の場合は、監護かつ生計を同じくしている児童）について記入して下さい。
- 単身赴任等で別居している家族についても記入して下さい。
- 同居していた方が別居となった場合はご連絡下さい。

氏名	請求者との続柄	同居別居	勤務先又は在学学校名	備考
	本人	/		
		同・別		

2. 16歳以上19歳未満の税控除対象扶養親族

所得税法上の扶養親族のうち、前年の12月31日において16歳以上19歳未満の親族を記入して下さい。
 ※ 1月～9月中に認定請求をされる場合は、前々年の12月31日において16歳以上19歳未満の親族を記入して下さい。

氏名	続柄	生年月日	同居別居	住所（別居の場合記入）
			同・別	
			同・別	
			同・別	

3. 養育費について

- 前年（1月～12月までの1年間）に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従ってご記入ください。
- 養育費を受け取っていない場合は、「0円」と記入して下さい。

※ 1月～9月中に認定請求をされる場合は、前々年（1月～12月までの1年間）に受け取った養育費について記入して下さい。

母又は父が受け取った養育費			児童が受け取った養育費		
支払者（母又は父）氏名	養育費の額	受取状況	支払者（母又は父）氏名	養育費の額	受取状況
	円			円	
	円			円	
	円			円	
母又は父受取の合計	円		児童受取の合計	円	

養育費の受領額を記載後、必ず以下の記載を読んでもらっていただき、チェックをしてください。

- メモ、通帳等により正確な養育費を確認し、裏面の養育費についての説明も読んだ上で養育費の受領額を記載している。

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 (受給者)

氏名 _____

受付年月日	令和 年 月 日	受付者氏名	
-------	----------	-------	--

養育費等に関する申告書の記入要領

1 家族及び同居者の状況

- ・ 氏名欄には、請求者本人及び同居している方全員の氏名を記入して下さい。
- ・ 続柄欄には、請求者本人から見た続柄を記入して下さい。
- ・ 同居別居欄には、通常は「同」に○が付きますが、別居で監護している子がいる場合には、「別」に○を付けて下さい。
- ・ 勤務先や学校名を記入して下さい。

2 16歳以上19歳未満の税控除対象扶養親族

- ・ 所得税法の扶養親族のうち、前年の12月31日（請求日が1月～9月までの間にある場合は、前々年の12月31日）において、16歳以上19歳未満であった方を記入して下さい。

3 養育費について

- ・ 児童（児童扶養手当の対象となっている児童。以下同じ。）の父又は母が複数いて、それぞれから養育費を受けている場合には、支払い者ごとに分けて記入して下さい。
- ・ 養育費金額欄には、児童の父又は母から前年（1月から12月までの1年間）に請求者又は児童が受け取った金額を記入して下さい。
- ・ 受取状況欄には、次の例に従って具体的に記入して下さい。
例1) ○月から毎月○万円を受け取っている。
例2) 4月、8月、12月の3回に分けて1回あたり○万円を受け取っている。
例3) 年1回、○万円を受け取っている。
- ・ 養育費を受けていない場合は、合計欄に「0円」と記入して下さい。

4 養育費の対象となるものとは

- ・ 児童扶養手当を受給しようとしている母（父）が、監護している児童の父（母）から支払われたものであること。
- ・ 受け取った方が母（父）又は児童（母（父）又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ・ 支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券等）であること。
- ・ 養育費の支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しも含む）、郵送、母（父）名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ・ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅等ローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

5 養育費の対象とならないものとは

- ・ 児童扶養手当を受給しようとしている母（父）が、監護している児童の父（母）以外から支払われたもの。
- ・ 母（父）又は児童以外の者が受け取っている場合。
- ・ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合。
- ・ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合。

6 児童扶養手当を受給している方が未婚の母親である場合

- ・ 児童の父が児童を認知しており、かつ、上記3に当てあまる場合には「養育費」に該当します。

7 自分の子と自分の子以外の子を養育している場合

- ・ 自分の子の養育に必要な費用を受け取っており、上記3に当てはまる場合には「養育費」に該当します。

記入例

受付(受理)年月日 令和 年 月 日 ※認定課提出 令和 年 月 日 号 第
 和 年 月 日 号 第 ※認定課再提出 令和 年 月 日 号 第

児童扶養手当認定請求書

あなたのことについて	①氏名	(フリガナ) サッポロ ハナコ 札幌 花子	②個人番号	昭和 2年 3月 21日生	④障がい	あり	⑤配偶者	あり
	⑥住所	〒123-4567 自宅:011(123)4567 携帯: () 札幌市 中央区 北1条西1丁目1番1-1	⑧勤務先名	(株) さっぽろ	⑨所在地	中央区北1条西1丁目1番2-2 ☎ 011(123)6789		
	⑦支払金融機関	公金受取口座 <input type="checkbox"/> 利用する <input checked="" type="checkbox"/> 利用しない 北洋 銀行 信金 信組 (本店) 支店 1 2 3 4 5 6 7	口座番号(右詰め)	口座名義人(カタカナ) サッポロ ハナコ				
	⑩公的年金受給状況	・受けることができる種類() 年金番号・コード() 年額()円 支給停止 <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない	⑪児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給	・受けることができる種類() 年額()円 支給停止 <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない	⑫養育費の取決め	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		
児童のことについて	⑬児童の氏名	(フリガナ) サッポロ イチロウ 札幌 一郎	⑭個人番号	平成・令和 年 月 日	⑮同居別居の別等	同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> ※孤児該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>		
	⑯父	(フリガナ) サッポロ タロウ 札幌 太郎	昭和・平成 62.5.2	死亡・生死不明・拘禁() 拘禁終了予定	死亡・生死不明・拘禁() 拘禁終了予定	死亡・生死不明・拘禁() 拘禁終了予定		
	⑰母	(フリガナ) サッポロ ハナコ 札幌 花子	昭和・平成 2.3.21	死亡・生死不明・拘禁() 拘禁終了予定	死亡・生死不明・拘禁() 拘禁終了予定	死亡・生死不明・拘禁() 拘禁終了予定		
	⑱父の状況について(該当するものに○)	1離婚 2死亡 3障がい 4生死不明 5遺棄 6保護命令 7拘禁 8未婚 9その他()	1離婚 2死亡 3障がい 4生死不明 5遺棄 6保護命令 7拘禁 8未婚 9その他()	1離婚 2死亡 3障がい 4生死不明 5遺棄 6保護命令 7拘禁 8未婚 9その他()				
	⑲母の状況について(該当するものに○)	1離婚 2死亡 3障がい 4生死不明 5遺棄 6保護命令 7拘禁 8未婚 9その他()	1離婚 2死亡 3障がい 4生死不明 5遺棄 6保護命令 7拘禁 8未婚 9その他()	1離婚 2死亡 3障がい 4生死不明 5遺棄 6保護命令 7拘禁 8未婚 9その他()				
	⑳父若しくは母の死亡により児童が受けることのできる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	・受けることができる種類() 年金番号・コード() 年額()円 支給停止 <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない	・受けることができる種類() 年金番号・コード() 年額()円 支給停止 <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない	・受けることができる種類() 年金番号・コード() 年額()円 支給停止 <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない				
	㉑障がい者手帳	番号 障がい等級	番号 障がい等級	番号 障がい等級				
	㉒公的年金	番号 障がい等級	番号 障がい等級	番号 障がい等級				
	㉓再診予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日				

あなたと同居している扶養義務者の所得について	㉔令和 年 分 所得	⑭請求者	⑮配偶者	⑯扶養義務者(主たる)
	氏名	札幌 花子		
	⑰個人番号			
	⑰同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数[請求者については④70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数⑩特定扶養親族の数⑪16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数])	人 (老人 人) 特 人) 認 人)	人 (老人 人)	人 (老人 人)
	⑱所得額			
	⑲養育費等(⑳)の8割相当額			
	㉑障がい者控除	障 人 特 人 人	障 人 特 人 人	障 人 特 人 人
	㉒寡婦・ひとり親(請求者が父または母の場合は控除しない)、勤労学生控除	寡婦ひとり親・勤労	寡婦ひとり親・勤労	寡婦ひとり親・勤労
	㉓医療費控除			
	㉔その他の控除免除イロハニホ(児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除)			
㉕控除後の所得額				
㉖所得制限限度額	全部支給 一部支給	全部支給	全部支給	

関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。受給の審査にあたり、私及び同居の親族の住民税の資料、公的年金給付額を調査されることに同意します。
 令和 5年 4月 8日 (請求者) 札幌 花子 (あて先) 札幌市長

※一次審査照	公的年金あり <input type="checkbox"/> 種類() なし <input checked="" type="checkbox"/>	その他の事項	令和 年 月 日 担当者
※添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 事実婚解消申立書 <input type="checkbox"/> 養育申立書 <input type="checkbox"/> 受理証明 <input type="checkbox"/> 未婚調書 <input type="checkbox"/> 公的年金調書 <input type="checkbox"/> 世帯分離申立書 <input type="checkbox"/> 公的年金給付等受給証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 別居監護申立書 <input type="checkbox"/> 遺棄申立書 <input type="checkbox"/> 保護命令決定書 <input type="checkbox"/> 拘禁証明 <input type="checkbox"/> 養育費等に関する申告書 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
※認定	認定年月日 令和 年 月 日	支給開始年月 令和 年 月 日	対象児童数 人 支給区分 1全部停止 () 2一部停止 () 3全部支給 ()

※特記事項	離婚日(H・R) 別居日(H・R) 前夫・前妻の住所() 市区 過去の受給歴: なし・あり() (喪失年月及び理由 H・R 年 月 /) 特児受給: なし・あり()
番号確認	<input type="checkbox"/> 番号カード(本人確認書類必要なし) <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 住基カード(写真付) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 各種障害者手帳 <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 事後確認 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 身分証明書()

※欄 ※※欄は記入する必要があります。◎字は楷書ではつきり書いてください。

(注 意)

1 ⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年 法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座」の「利用する」に「レ」マークを入れ、⑦の欄に記載する必要はありません。

2 ⑩、⑪、⑫の欄は「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

3 ⑩、⑫、⑬の欄の「公的年金」とは、以下等のことをいいます。

- イ 遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む）
- ロ 老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む）
- ハ 障がい年金（障がい基礎年金、障がい厚生年金及び障がい共済年金を含む）
- ニ 母子年金
- ホ 恩給

4 ⑭の欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合は監護、父の場合は監護かつ生計を同じくすること、養育者の場合は養育すること）を始めた年月日を記入してください。

5 ⑰、⑱の欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

6 ⑲の欄は、児童の父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」、「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合には、児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき、あなたが父である場合には、児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときに父若しくは母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

7 ⑳ の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

8 ㉑ の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族でない30歳以上70歳未満のものを除く）の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。

- (1) 請求者については、㉒に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉓に特定扶養親族の数を、㉔に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

9 ㉕ の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は障がいの状態にある20歳未満の者をいいます。

10 ㉖ の欄は、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合は、前々年をいいます）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

11 ㉗ の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入してください。

12 ㉘ の欄は、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

13 ㉙ の欄には、次のイ～ホまでの中に該当する事項があるときに、その符号に○印をつけ、金額を記入してください。

- イ 雑損控除 ロ 小規模企業共済等掛金控除 ハ 母子家庭自立支援給付金
- ニ 配偶者特別控除 ホ 地方税法附則第6条第1項による免除（肉用牛の売却による事業所得）

14 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

- (1) あなたと児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 請求者が母であり児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
- (3) 請求者が父である場合には、児童を監護し、かつ生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
- (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- (5) 児童又は児童の父若しくは母が障がいの状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真

- (イ) 呼吸器系結核 (ロ) 肺えそ (ハ) 肺のうよう
- (ニ) けい肺（これに類似するじん肺症を含みます） (ホ) じん臓結核 (ヘ) 胃かいよう
- (ト) 胃がん (チ) 十二指腸かいよう (リ) 内臓下垂症 (ス) 動脈りゅう (ル) 骨又は関節結核
- (7) 骨ずい炎 (7) 骨又は関節損傷 (ホ) その他認定又は審査に際し必要と認められるもの

(6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類

- (イ) 児童の父又は母が生死不明の場合
- (ロ) 児童の父又は母が引き続き1年以上遺棄している場合
- (ハ) 児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
- (ニ) 児童の父又は母が法令により1年以上拘禁されている場合

(7) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書

(8) なお、省略できるものや上記のほかにも書類が必要になる場合もありますので、詳しいことは各区役所の担当職員に確認してください。

15 この請求書は各区役所に提出してください。

この請求書について分からないことがありましたら、各区役所の担当職員に確認してください。

◎ 虚偽の内容を記載した場合には、手当の額の全額又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

記入例

養育費等に関する申告書

(新規申請用)

1. 家族及び同居者の状況

- 同居している方全員と、別居で監護している児童（請求者が父の場合は、監護かつ生計を同じくしている児童）について記入して下さい。
- 単身赴任等で別居している家族についても記入して下さい。
- 同居していた方が別居となった場合はご連絡下さい。

氏名	請求者との続柄	同居別居	勤務先又は在学学校名	備考
札幌 花子	本人	/	(株) さっぽろ	
札幌 一郎	長男	同別	〇〇園	
札幌 玉子	実母	同別		
		同・別		

2. 16歳以上19歳未満の税控除対象扶養親族

所得税法上の扶養親族のうち、前年の12月31日において16歳以上19歳未満の親族を記入して下さい。
 ※ 1月～9月中に認定請求をされる場合は、前々年の12月31日において16歳以上19歳未満の親族を記入して下さい。

氏名	続柄	生年月日	同居別居	住所（別居の場合記入）
			同・別	
			同・別	
			同・別	

3. 養育費について

- 前年（1月～12月までの1年間）に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従ってご記入ください。
- 養育費を受け取っていない場合は、「0円」と記入して下さい。

※ 1月～9月中に認定請求をされる場合は、前々年（1月～12月までの1年間）に受け取った養育費について記入して下さい。

母又は父が受け取った養育費			児童が受け取った養育費		
支払者（母又は父）氏名	養育費の額	受取状況	支払者（母又は父）氏名	養育費の額	受取状況
札幌 太郎	600,000 円	月5万×12か月		円	
	円			円	
	円			円	
母又は父受取の合計	600,000 円		児童受取の合計	円	

養育費の受領額を記載後、必ず以下の記載を読んでもらって、チェックをしてください。
 メモ、通帳等により正確な養育費を確認し、裏面の養育費についての説明も読んだ上で養育費の受領額を記載している。

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 4 月 8 日 (受給者)

氏名 札幌 花子

受付年月日	令和 年 月 日	受付者氏名	
-------	----------	-------	--

養育費等に関する申告書の記入要領

1 家族及び同居者の状況

- ・ 氏名欄には、請求者本人及び同居している方全員の氏名を記入して下さい。
- ・ 続柄欄には、請求者本人から見た続柄を記入して下さい。
- ・ 同居別居欄には、通常は「同」に○が付きますが、別居で監護している子がいる場合には、「別」に○を付けて下さい。
- ・ 勤務先や学校名を記入して下さい。

2 16歳以上19歳未満の税控除対象扶養親族

- ・ 所得税法の扶養親族のうち、前年の12月31日（請求日が1月～9月までの間にある場合は、前々年の12月31日）において、16歳以上19歳未満であった方を記入して下さい。

3 養育費について

- ・ 児童（児童扶養手当の対象となっている児童。以下同じ。）の父又は母が複数いて、それぞれから養育費を受けている場合には、支払い者ごとに分けて記入して下さい。
- ・ 養育費金額欄には、児童の父又は母から前年（1月から12月までの1年間）に請求者又は児童が受け取った金額を記入して下さい。
- ・ 受取状況欄には、次の例に従って具体的に記入して下さい。
例1) ○月から毎月○万円を受け取っている。
例2) 4月、8月、12月の3回に分けて1回あたり○万円を受け取っている。
例3) 年1回、○万円を受け取っている。
- ・ 養育費を受けていない場合は、合計欄に「0円」と記入して下さい。

4 養育費の対象となるものとは

- ・ 児童扶養手当を受給しようとしている母（父）が、監護している児童の父（母）から支払われたものであること。
- ・ 受け取った方が母（父）又は児童（母（父）又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ・ 支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券等）であること。
- ・ 養育費の支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しも含む）、郵送、母（父）名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ・ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅等ローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

5 養育費の対象とならないものとは

- ・ 児童扶養手当を受給しようとしている母（父）が、監護している児童の父（母）以外から支払われたもの。
- ・ 母（父）又は児童以外の者が受け取っている場合。
- ・ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合。
- ・ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合。

6 児童扶養手当を受給している方が未婚の母親である場合

- ・ 児童の父が児童を認知しており、かつ、上記3に当てあまる場合には「養育費」に該当します。

7 自分の子と自分の子以外の子を養育している場合

- ・ 自分の子の養育に必要な費用を受け取っており、上記3に当てはまる場合には「養育費」に該当します。